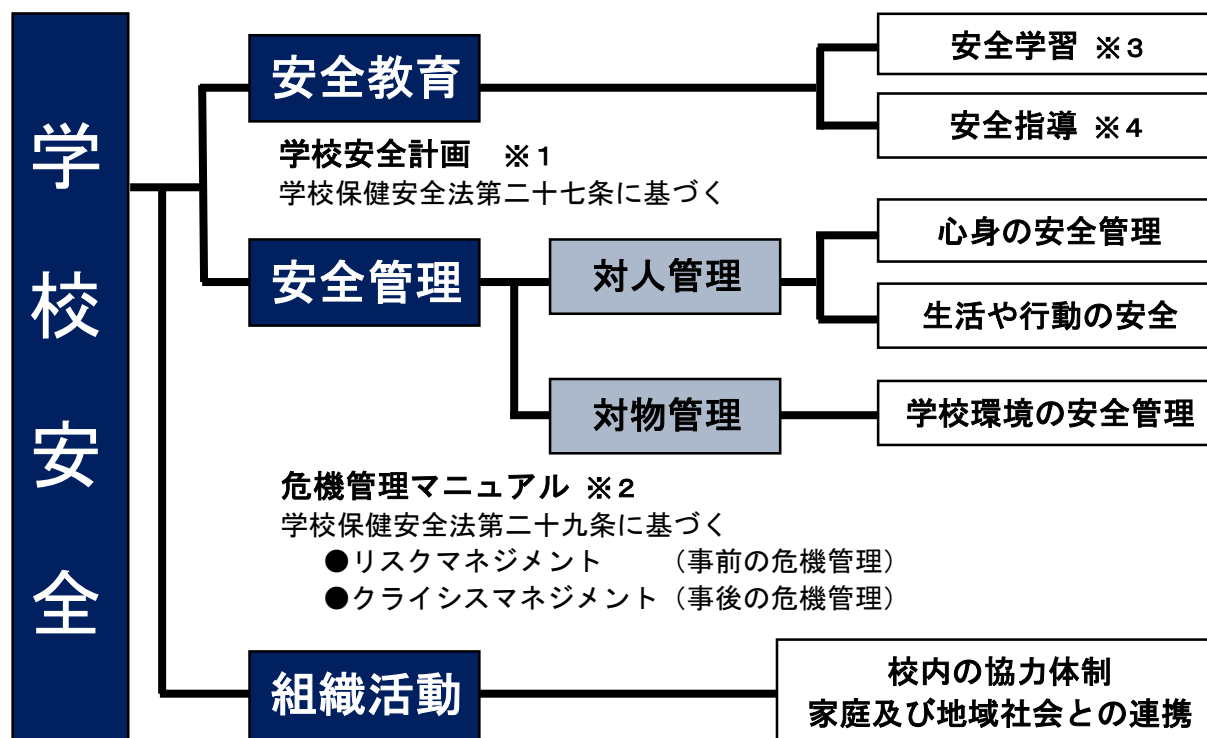


事前の危機管理

< 備える >

1 学校安全、防災教育の充実

(1) 学校安全の構造



※1 学校安全計画

- ・安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容を統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画のこと。
- ・安全点検、安全指導、職員研修の3項目の内容を必ず含めなければならない。

※2 危機管理マニュアル

- ・事件・事故災害発生時における措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領のこと。
- ・不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の事情に応じて策定する。
⇒防災に特化した「危機管理マニュアル（災害安全編）」を策定する。

※3 安全学習（災害安全領域）

- ・保健体育科、生活科、社会科、理科などの各教科や総合的な学習の時間。
- ・道徳教育は、道徳的態度の形成という観点から、安全教育の基盤としての意義をもつ。

※4 安全指導（災害安全領域）

- ・特別活動の学級（ホームルーム）活動や学校行事（防災・避難訓練）、課外指導。
- ・日常の学校生活での指導や個別指導。

【学校安全の領域】

- 「生活安全」・・・日常生活で起こる事件・事故、誘拐や傷害などの犯罪被害防止
- 「交通安全」・・・様々な交通場面における危険と安全
- 「災害安全」・・・地震・津波・風水害・土砂災害等、火災等

(2) 浜松市学校防災グラウンドデザイン

【様々な災害】

多様な自然・社会環境（都市部・沿岸部・山間部）に伴う様々な災害

【学校（園）防災対策プロジェクト会議からの課題】

- ・防災教育における指導方法や教材の充実
- ・学校と家庭・地域等との連携のあり方
- ・教職員の危機管理意識の高揚

<目指す姿> 将来、地域の一員として、 防災・減災を担う人材の育成

【基本理念】 様々な自然災害から、生きぬく子（自助）の育成 自然災害発生後、共に生きのびる子（共助）

<安全教育に関する法令等>

【国】

- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・学校保健安全法
- ・学習指導要領（総則）

【浜松市】

- ・浜松市地域防災計画
- ・各区版避難行動計画
- ・第3次浜松市教育総合計画
- ・浜松市立小中学校・幼稚園 防災対策基準

【学校（園）】

- ・危機管理マニュアル（災害安全編）
- ・学校（園）安全計画 等

指導内容・方法等の構築

【ねらい】

◎防災教育における指導内容・方法等を構築する

<方策>

- 1 「浜松市版防災ノート」「防災教材」の作成・活用
- 2 学校（園）防災リーダー研修の実施
- 3 学校（園）防災サポート事業（防災講座、有識者派遣等）の実施
- 4 防災教育に関する画像・映像等の提供・活用

家庭・地域・関係機関等との連携

【ねらい】

家庭・地域（自治会等）・関係機関（行政等）と連携し、
◎防災教育を推進する
◎児童生徒の安全管理体制の整備・強化を図る

<方策>

- 1 家庭・地域（自治会等）・関係機関（行政等）との連携
(1) 登下校時等における児童生徒の避難場所等についての情報共有 等
(2) 学校で行う防災訓練の地域との連携 等
(3) 防災講座や防災連携連絡会の実施 等
- 2 中学校区との連携
(1) 防災管理に係る情報の共有、幼・小・中合同引き渡し訓練の実施 等

教職員の危機管理意識の高揚

【ねらい】

◎防災における教職員の指導力の向上及び危機管理意識の高揚を図る

<方策>

- 1 「危機管理マニュアル（災害安全編）」の検証・改善、教職員等への周知
- 2 危機管理対応研修（管理職対象）、学校（園）防災リーダー研修の実施
- 3 防災における校内研修の企画・実施
(1) 防災教育に関する研修内容（学校（園）防災リーダー中心）
(2) 防災有識者派遣による学校の防災管理・防災教育への指導

学校（園）防災サポート事業の活用

(3) 防災教育の充実

① 防災教育の基本理念

児童生徒に防災・減災力（自助・共助）を育てていくことは、将来、地域の一員として地域防災に貢献できる人を育てることにつながる。

これらのことから、浜松市における学校の防災教育の基本理念を、

「様々な自然災害から、生きぬく子【自助】」

「自然災害発生後、共に生きのびる子【共助】」の育成

とし、学校における防災教育の充実を図ることをとおして、

「将来、地域の一員として、防災・減災を担う人材」の育成を目指す。

② 学習指導要領における位置づけ

○小学校（中学校）学習指導要領（平成 29 年告示）総則第 2 の 2(2)

各学校においては、児童（生徒）や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて時代の社会を形成することに向けた諸課題に対して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

○幼稚園教育要領（平成 29 年告示）第 2 章ねらい及び内容 健康

2 内容

(10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

3 内容の取扱い

(6) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの

③ 防災教育の手立て

【小中学校】

○各学年における年間 10 時間程度の教科横断的な学習

・防災学習

主に防災・減災に関連した内容が含まれる教科をとおして学習する。また、総合的な学習の時間で防災・減災をテーマとした学習に取り組むこともできる。

・防災指導

主に特別活動をとおして行われる。行事として行う防災・避難訓練や訓練の前後に行う指導、学級活動における安全指導等がそれにあたる。浜松市では、「浜松市版防災ノート」を作成し各校で活用している。

【幼稚園】

○幼稚園における防災教育の内容と取扱い

- ・ 幼児の発達の実情に応じて、日常的な指導を積み重ねることにより、災害などの際の基本的な対処の方法を確実に伝え、行動の仕方などについて理解できるようにする。
- ・ 災害の際の行動の仕方については、幼稚園のある地域の特徴を理解し長期的な見通しをもちそれに対応した内容を計画的に指導するとともに、幼稚園全体の教職員の協力体制や家庭との連携の下、幼児の発達の特性を十分に理解し、日常的な指導を積み重ねていく。
- ・ 火事や地震等の自然災害を想定した避難訓練は、災害時には教師の下でその指示に従い、一人一人が落ち着いた行動がとれるようにする。

※参考資料

幼稚園教育要領解説第2章第2節1心身の健康に関する領域「健康」

④ 機会を捉えた防災教育

過去に日本で大規模な自然災害が発生した時期や大雨や台風が近づく時期の前後等を、防災教育の効果的な機会と捉える。

過去に日本で起きた大規模な自然災害		
1	安政東海地震	1854年12月23日
2	関東大震災 ※前後に防災週間の設定	1923年9月1日
3	七夕豪雨／浜松市	1974年7月7日
4	阪神・淡路大震災 ※前後に防災週間の設定	1995年1月17日
5	東日本大震災 ※前後に防災週間の設定	2011年3月11日
6	広島土砂災害	2014年8月20日
7	台風第18号による記録的大雨／浜松市	2015年9月8日
8	熊本地震	2016年4月14日
9	九州北部豪雨	2017年7月初旬
10	台風第24号による大規模停電／浜松市	2018年10月初旬
11	熱海市伊豆山土砂災害	2021年7月3日

⑤ 関係機関との連携

○防災有識者派遣

平成28年4月1日 常葉大学附属社会災害研究センター

「浜松市学校（園）防災対策プロジェクト事業に関する覚書」締結

○防災講座の開催

浜松市危機管理課、各区区振興課、河川課、消防総務課、

西部地域局危機管理課、各警察署警備課 等

(4) 「浜松市版防災ノート」「防災教材」の活用

① 浜松市版防災ノート

詳細は、浜松市ホームページ「浜松市版防災ノート」ページに掲載

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kenkou/bosainote/bosainote.html>

小学校用			中学校用
1～2年生	3～4年生	5～6年生	1～3年生
			
それぞれ2年間活用			3年間活用

※幼稚園は、「防災紙芝居」等の防災教材を随時活用。

② 活用場面の例

- ・避難訓練の事前・事後指導
- ・学級活動での安全指導
- ・朝の会・帰りの会（機会教育）
- ・教科の時間（理科、道徳等）
- ・教育活動外（夏季・冬季休業中等を活かした家庭・地域での使用）等
- ・各校の「浜松市版防災ノート活用年間計画」に基づいた活用

③ 教師用指導書

学習の目標や展開例、発問の内容例、指導のポイント等を記載。



(5) 防災訓練の充実

◎防災訓練の実施は、小中学校では年間5回程度、幼稚園では月1回程度とする。

※実施時期・内容等は、学校や地域の実情に応じて設定する。

① 訓練の内容

○地域の災害特性に合わせた訓練の設定

「津波」「河川の氾濫」「土砂災害」等の想定される被害に合わせて訓練を設定する。学校が工業地域に隣接したり、木造住宅が密集したりしている市街地にある場合は、爆発や火災などの二次災害の発生も考慮する。

○訓練の実施・報告義務

要配慮者利用施設（敷地内に浸水想定区域又は土砂災害警戒区域がある学校）には、水防法又は土砂災害防止法に基づき、想定される浸水や土砂災害に係る「避難確保計画を作成する」「避難確保計画に基づく避難訓練を実施する」「市町村長（教育委員会）に対して訓練結果を報告する」ことが義務付けられている。

○教職員一人一人が危機意識を高くもち、教職員のための訓練でもあることを自覚して参加する。机上（図上）訓練等を活用して、想定外の状況でも落ち着いて児童生徒を避難誘導することができるよう訓練する。

② 児童生徒への指導

【事前】

○「浜松市版防災ノート」「防災教材」等を活用し、事前に訓練の意義を児童生徒に十分理解させ、「自分の命は自分で守り安全に行動する」ための訓練となるよう指導する。

○机や身の回りにある物で頭部や体を保護するなど、第1次避難として、命を守る避難行動を身に付けさせる。

※避難時の援助や配慮を要する児童生徒等については、避難行動を指導するとともに、心理的不安を取り除く配慮をする。

【事後】

○児童生徒は自身の行動を振り返り、「第1次避難（災害発生と同時に命を守る）」や、「第2次避難（安全に避難場所まで移動する）」等の訓練について自己評価をする。

○教員は、児童生徒がとった個々の避難行動や集団としての避難行動について指導するとともに、今後の発災に備え、とるべき避難行動や対策等について確認する。

③ 訓練のねらいや内容の工夫例

例 1) 第 1 次避難で命を守る行動を身に付けるシェイクアウト訓練

想定：地震が起きた瞬間に、自分の命を自分で守る 等

- ・緊急地震速報や揺れを感じた瞬間に、頭部や体を守る
- ・机、ヘルメット、身の回りにあるものを利用する
- ・倒れてくるもの、落ちてくるものに注意して身を守る
- ・避難行動として初動が正しく取れたか確認する

例 2) 大規模地震（震度 5 弱以上）を想定した訓練

想定：突発的な発生、激しい揺れ、児童生徒がバラバラに避難
負傷者や動けない者あり 等

以下のような状況を想定して設定して実施

- ・点呼、整列しての避難ができない
- ・複数災害の同時発生（地震→津波や火災、大雨→洪水や土砂災害等）
- ・校長、養護教諭、担任の不在
- ・避難場所での不明者の判明や負傷者への対応
- ・トラブルの発生
停電の発生、防火扉が閉まる、電話やインターネット使用不可能、
運動場に避難ができない、校舎が損壊等による避難経路の変更 等

例 3) 震度 4 以下の地震を想定した訓練

想定：被害が大きくなり、落ち着いて避難することができる 等

- ・教室等で整列し、安全確認・点呼。
- ・「お・は・し・も」の約束を守って避難する
- ・避難経路、避難の注意事項を確認する
- ・避難場所への速やかな集合・整列を確認する
- ・消火栓、避難袋、消火器、担架等防災用具の活用

例 4) 家庭・地域と連携した訓練

想定：避難者による学校への避難、施設の利用

- ・保護者への引き渡し訓練（場所や動線の確認、幼・小・中合同 等）
- ・PTA 自主防災組織や消防署等との合同訓練
- ・校舎への垂直避難における児童生徒と地域住民の避難場所を確認
- ・夏休み等に各家庭での通学路の安全点検、避難場所等の確認

2 災害時の配備体制

(1) 「勤務時間内」の配備体制

- ・ 児童生徒、教職員の安全確保を最優先とする。
- ・ 震度5強以上の地震を観測または大津波警報（特別警報）が発表された場合は、「学校災害対策本部」を立ち上げ、以下の業務について対応する。

「学校災害対策本部」の組織と対応

組織	担当 (例)	内容	実施時期の目安		
			発生時	1日以内	3日以内
総括本部 (校長室等)	管理職 等	・ 全体総括	○	→	→
		・ 教職員等への指示	○	→	→
		・ 各班からの情報の把握、連絡調整	○	→	→
		・ 教育委員会との連絡調整		○	→
		・ 応急対応の検討・決定		○	→
		・ PTA との連絡調整			○
		・ 報道機関への対応			○
		・ 必要な人材の派遣要請			○
情報連絡・ 搬出班	主幹教諭、 教務主任、 情報主任 等	・ 総括本部との連携	○	→	→
		・ 鍵、非常持ち出し品、重要書類等の搬出	○	→	→
		・ メール等による保護者への連絡		○	→
		・ 教育委員会への被害状況報告			○
		・ 来校者、電話への対応			○
避難誘導・ 安全確認班	学級担任 等	・ 児童生徒の避難誘導、安否確認	○	→	→
		・ 負傷者、体調不良者の把握	○	→	→
		・ 避難場所での留め置き、児童生徒への対応	○	→	→
		・ 保護者への引き渡し場所の設定		○	→
		・ 引き渡し人の身元確認		○	→
		・ ストレスを感じている児童生徒の心のケア			○

組織	配備 (例)	業務内容	実施時期の目安		
			発生時	1日以内	3日以内
救護班	養護教諭 等	・負傷者の保護、応急手当	○	→	→
		・負傷者の容態確認、医療機関への連絡	○	→	→
		・校医との連携、搬送先等のリスト作成		○	→
消火・施設点検班	学年主任 等	・初期消火	○	→	→
		・施設の被害状況把握、安全点検		○	→
		・危険箇所の処理、立ち入り禁止表示等		○	→
		・通学路の被害状況把握、安全確認			○
		・ライフライン（電気・ガス・水道）の確認			○
		・ゴミ、トイレの管理			○
避難所運営支援班 (緊急避難所の開設時)	学校地区防災班員 等	・体育館等施設の安全確認		○	→
		・避難者受け入れ場所の確保		○	→
		・避難者の誘導		○	→
		・避難者カード、体調管理票等の配付		○	→
		・非開放区域の表示		○	→
		・避難所運営委員会との連携・支援			○
		※「避難所運営支援班」を担当する教職員等は、避難所において「避難所運営委員会」が立ち上がり次第、学校再開業務に移行する。			

(2) 「勤務時間外（夜間、休日等）」の参集基準

- ①学校は、「浜松市防災ホットメール」等をとおして、災害の発生状況を確認する。
- ②校長（対応できない場合は教頭等）は、必要に応じて、さくら連絡網や個人への電話連絡等の方法で参集を指示する。
- ③参集の指示を受けた教職員等は、自分や家族の安全を確保することを優先した上で参集する。

「勤務時間外」の各配備体制における参集基準

○一般災害（台風、大雨、洪水、暴風、大雪等）

参集の基準となる 警報や警戒レベル、災害の発生状況等	配備体制 ※1			
	事前 配備	第1次 配備	第2次 配備	第3次 配備
<ul style="list-style-type: none"> ・対象地区に、大雨や暴風等の「<u>警報</u>」が発表されたとき ・対象地区に、「<u>土砂災害警戒情報</u>」が発表されたとき ・対象河川の水位が「<u>氾濫危険水位</u>」に達したとき ・対象地区に、<u>警戒レベル3「高齢者等避難</u>」又は<u>警戒レベル4「避難指示</u>」が発令されたとき 	参集 ※2	待機 ※3	待機 ※3	待機 ※3
<ul style="list-style-type: none"> ・対象地区に、大雨や暴風等の「<u>特別警報</u>」が発表されたとき ・対象地区に、<u>警戒レベル5「緊急安全確保</u>」が発令されたとき ・台風や河川の氾濫等により、対象地区に被害が発生する、又は発生するおそれがあり、市が第1次非常配備体制をとるとき 	参集 ※2	参集 ※2	待機 ※3	待機 ※3
<ul style="list-style-type: none"> ・台風や河川の氾濫等により、対象地区に相当な被害が発生する、又は発生するおそれがあり、市が第2次非常配備体制をとるとき 	参集 ※2	参集 ※2	参集 ※2	待機 ※3
<ul style="list-style-type: none"> ・対象地区に、<u>災害救助法による救助を適用する規模の災害が発生</u>したとき ・台風や河川の氾濫等による大災害が発生する、又は発生するおそれがあり、その対策のため、市が第3次非常配備体制をとるとき 	参集 ※2	参集 ※2	参集 ※2	参集 ※2

※1）各配備体制の対象となる教職員等は、各校の「危機管理マニュアル（災害安全編）」に明記する。

※2）2次災害の発生等を防ぐため、家族や居住地域周辺の被害状況、交通手段の途絶等の問題がある場合、無理に参集せず可能な範囲で連絡を取る。

※3）待機となる教職員は、学校と連絡を取ることができる状態とする。

○地震災害、津波災害

参集の基準となる 警報や警戒レベル、災害の発生状況等	配備体制 ※1			
	事前 配備	第1次 配備	第2次 配備	第3次 配備
【地震】 ・市内で震度4の地震を観測し、対象地区に被害の発生とその拡大等、危険な状態が続くと予想されるとき ・市内で 震度5弱の地震 を観測したとき 【津波】 ・ 津波注意報が発表 されたとき ・ 津波警報が発表 されたとき	参集 ※2	待機 ※3	待機 ※3	待機 ※3
【地震】 ・市内で 震度5強の地震 を観測したとき ・対象地区に相当な被害が発生する、又は発生するおそれがあり、市が第1次非常配備体制をとるとき（学校は「学校(園)災害対策本部」を立ち上げる） 【津波】 ・ 大津波警報が発表 されたとき	参集 ※2	参集 ※2	待機 ※3	待機 ※3
【地震、津波】 ・対象地区に相当な被害が発生する、又は発生するおそれがあり、市が第2次非常配備体制をとるとき	参集 ※2	参集 ※2	参集 ※2	待機 ※3
【地震、津波】 ・対象地区に、 災害救助法による救助を適用する被害が発生 したとき ・市内で 震度6弱以上の地震 を観測したとき ・その他大災害が発生する、又は発生するおそれがあり、その対策のため、市が第3次非常配備体制をとるとき	参集 ※2	参集 ※2	参集 ※2	参集 ※2

※1) 各配備体制の対象となる教職員等は、各校の「危機管理マニュアル（災害安全編）」に明記する。

※2) 2次災害の発生等を防ぐため、家族や居住地周辺の被害状況、交通手段の途絶等の問題がある場合、無理に参集せず可能な範囲で連絡を取る。

※3) 待機となる教職員は、学校と連絡を取ることができる状態とする。

(3) 【参考】「浜松市地域防災計画」の配備体制、参集の判断基準

①一般災害（台風、大雨、洪水、暴風、大雪等）

台風等により 24 時間以内（接近予測が休日の場合は 48 時間以内）に、市内に大規模な風水害が発生する可能性が高いと市長が判断した時は、風水害警戒態勢をとる。

○事前配備体制

- ・ 警報（大雨、洪水、暴風、大雪、高潮）のいずれかが発表されたとき
- ・ 天竜川又は都田川に「氾濫警戒情報」が発表されたとき
- ・ 天竜川又は都田川の水位が「避難判断水位」に達したとき
- ・ 別に定める河川の水位が「氾濫危険水位」に達したとき
- ・ 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- ・ 台風等の風水害により、警戒レベル 3 「高齢者等避難」又は警戒レベル 4 「避難指示」が発表されたとき
- ・ その他災害が発生し、その拡大等危険な状態が続くことが見込まれ、災害対策連絡室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき。

○第 1 次非常配備

- ・ 特別警報（大雨、暴風、大雪、波浪、高潮）のいずれかが発表されたとき
- ・ 天竜川又は都田川に「氾濫危険情報」が発表されたとき
- ・ 天竜川又は都田川の水位が「氾濫危険水位」に達したとき
- ・ 台風等が本市に接近又は上陸し、相当な被害が発生し、又は発生する恐れがあり、第 1 次配備体制をとる必要があるとき
- ・ その他相当な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策のため第 1 次非常配備体制をとる必要があると市長（本部長）が認めるとき

○第 2 次非常配備

- ・ 天竜川又は都田川に「氾濫発生情報」が発表されたとき
- ・ 天竜川又は都田川の水位が「天端高」に達したとき
- ・ 台風等が本市に接近又は上陸又は接近し、その対策のため第 2 次非常配備体制をとる必要があると市長が認めるとき
- ・ その他相当な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策のため第 2 次非常配備体制をとる必要があると市長（本部長）が認めるとき

○第 3 次非常配備

- ・ 災害救助法による救助を適用する規模の災害が発生したとき
- ・ 台風等による大災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策のため市の総力をあげて配備につき、活動する必要があると市長（本部長）が認めるとき

②地震災害

○事前配備体制

- ・ 県内他都市で震度5強以上の地震を観測したとき
- ・ 市内で震度5弱の地震を観測したとき
- ・ 市内で震度4の地震を観測し、被害の発生とその拡大等、危険な状態が続くと予想され、災害対策連絡室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき

○第1次非常配備

- ・ 市内で震度5強の地震を観測したとき
- ・ その他相当な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策のため第1次非常配備体制をとる必要があると市長（本部長）が認めるとき

○第2次非常配備

- ・ 相当な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策のため第2次非常配備体制をとる必要があると市長（本部長）が認めるとき

○第3次非常配備

- ・ 災害救助法による救助を適用する被害が発生したとき
- ・ 市内で震度6弱以上の地震を観測したとき
- ・ 東海地震等が発生し、気象庁が発表したとき
- ・ その他大災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策のため、市の総力をあげて配備につき、活動する必要があると市長（本部長）が認めるとき

③津波災害（津波注意報・警報）

○事前配備体制

- ・ 津波注意報が発表されたとき
- ・ 津波警報が発表されたとき
- ・ 津波注意報が発表され、被害発生のおそれがあり、災害対策準備室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき
- ・ 津波警報が発表され、被害の発生とその拡大等、危険な状態が続くことが見込まれ、災害対策連絡室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき

○第1次非常配備

- ・ 大津波警報（特別警報）が発表されたとき
- ・ その他相当な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策のため第1次非常配備体制をとる必要があると市長（本部長）が認めるとき

○第2次非常配備

- ・ 相当な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策のため第2次非常配備体制をとる必要があると市長（本部長）が認めるとき

○第3次非常配備

- ・ 津波災害で、災害救助法による救助を適用する被害が発生したとき
- ・ その他大災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策のため、市の総力をあげて配備につき、活動する必要があると市長（本部長）が認めるとき

3 施設・設備の安全管理

(1) 定期的な校舎・設備等の安全点検

- ・点検時には、防災の観点も含め施設・設備の安全状況を確認する。
- ・防災訓練実施前に、教職員による避難経路の確認作業を設定し、校舎・設備の危険個所を確認するとともに、壁や柱、床の亀裂、天井の剥離状況についても変化の様子を点検する。
- ・転倒物、重量物等が転倒しないよう防止策を実施する。

施設・備品の耐震チェックリスト例

<p>【校長室等・職員室】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> パソコンが机から落ちないように固定されているか。<input type="checkbox"/> 鏡や額縁など壁に掛けた物は落下しないように固定しているか。<input type="checkbox"/> 室内植物や消火器は転倒しないように固定しているか。<input type="checkbox"/> 花瓶やショーケースのような壊れやすい物は棚から落下または滑らないように対策を講じているか。<input type="checkbox"/> 背の高いファイルロッカーや収納庫は固定しているか。ロッカーなどが並んでいるときは相互に連結しているか。<input type="checkbox"/> ファイルロッカーの引き出しには止め具を付けて、地震時に開かないようにしているか。<input type="checkbox"/> ロッカーの上に思い箱や器具を置いていないか。<input type="checkbox"/> コピー機やFAXのような事務機や機械設備が床を滑ったり、固定台から外れたりすることはないか。<input type="checkbox"/> 壁に掛けられている時計は落下しないように対策が講じられているか。
<p>【教室】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> テレビや音響機器は落下、滑らないように対策が講じられているか。<input type="checkbox"/> 本棚やロッカーは動かないように固定されているか。<input type="checkbox"/> 清掃用ロッカーは動かないように固定されているか。<input type="checkbox"/> ロッカー等の上に重い物や器具は置いていないか。<input type="checkbox"/> 壁に掛けられている時計は落下しないように対策が講じられているか。
<p>【保健室】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 保健用薬品は保管棚等から飛び出さないようになっているか。<input type="checkbox"/> ベッドは滑らないよう対策が講じられているか。<input type="checkbox"/> ロッカー等の上に重い物や器具は置いていないか。<input type="checkbox"/> 壁に掛けられている時計は、落下しないように対策が講じられているか。
<p>【音楽室】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> ピアノやオルガンは動かないように対策が講じられているか。<input type="checkbox"/> 楽器が保管棚から飛び出さないようになっているか。<input type="checkbox"/> テレビや音響機器は落下、滑らないように対策が講じられているか。<input type="checkbox"/> 壁に掛けられている時計は落下しないように対策が講じられているか。
<p>【理科室】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 薬品や実験器具は転倒防止対策が講じられ、保管棚から飛び出さないようになっているか。<input type="checkbox"/> 危険薬品は倒れないよう適切に保管されているか。<input type="checkbox"/> 実験器具は背の高いロッカーの上に置いてないか。<input type="checkbox"/> 所要の火災防止措置はされているか。<input type="checkbox"/> テレビや音響機器は落下、滑らないように対策が講じられているか。<input type="checkbox"/> 壁に掛けられている時計は落下しないように対策が講じられているか。

<p>【家庭科室】</p> <p><input type="checkbox"/> 調理器具や保管棚から飛び出さないようになっているか。</p> <p><input type="checkbox"/> テレビや音響機器は落下、滑らないように対策が講じられているか。</p> <p><input type="checkbox"/> ガスボンベは倒れないように固定されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 壁に掛けられている時計は落下しないように対策が講じられているか。</p>
<p>【美術室・技術室・図工室】</p> <p><input type="checkbox"/> 工作器具や保管棚から飛び出さないようになっているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 絵の乾燥棚は通常、滑らないように対策が講じられているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 電動糸のこぎりは、作業台や棚の上から落下しないように対策が講じられているか。</p> <p><input type="checkbox"/> テレビや音響機器は落下、滑らないように対策が講じられているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 壁に掛けられている時計は落下しないように対策が講じられているか。</p>
<p>【図書室】</p> <p><input type="checkbox"/> 本棚やロッカーは倒れないように固定されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> パソコンが机から落ちないように固定されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> テレビや音響機器は落下、滑らないように対策が講じられているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 壁に掛けられている時計は落下しないように対策が講じられているか。</p>
<p>【廊下・昇降口・職員玄関】</p> <p><input type="checkbox"/> 本棚やロッカー等は倒れないように固定されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 窓ガラスは飛散防止フィルムが貼ってあるか。</p> <p><input type="checkbox"/> 下駄箱は動かないように固定されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 時計は落下しないように対策が講じられているか。</p>
<p>【給食室】</p> <p><input type="checkbox"/> 本棚やロッカー等は倒れないように固定されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> ガスボンベは倒れないように固定されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 電源やガスなどの安全装置の作動性を定期的に点検しているか。</p>

(2) 電気、水道に係る設備等の確認

① 校舎の電気配置図

- ・学校（園）施設内の電気室や高圧受電設備から配電盤を經由して各教室へ配線されている経路やコンセントの位置、容量等を確認しておく。
※校舎が増築又は一部改築されている学校では、電気配線が複数の場合がある。

② 水道配置図

- ・水道の元栓の位置、各施設への止水弁の位置、各止水弁の機能等を確認する。
※元栓が複数ある場合の水の流れが複数に分流していることもある。
※校舎が増築又は一部改築されている学校では、電気配線が複数になっていることもある。

4 保護者との連絡体制の構築、共通理解

(1) 連絡体制の構築

連絡ツールへの登録を依頼し、通常時だけでなく災害発生等の緊急時においても、学校から迅速かつ確実に連絡ができる体制を整える。

連絡ツール	・ さくら連絡網
主な機能	・ 学校の停電時や休日の緊急対応時等においても、権限を付与された教職員の個人端末からメッセージやアンケートの送信が可能
送信先	・ 学校 → 自校の教職員、保護者等 ・ 教育委員会 → 各校の教職員及び保護者等の全登録者

(2) 保護者との共通理解 ※幼稚園における取り扱いについては、本対処に準ずる。

○年度当初の周知、協力依頼

- ・ 災害発生時における休校等の対処基準
- ・ 通学路の危険箇所や登下校中の避難場所等の家庭での確認

○保護者の判断による安全確保

自宅周辺が自然災害等の影響で危険な状況にあり「児童生徒が安全に登校することができない」と保護者が判断した場合は、登校を控え、自宅等で子供の安全を確保する。

この場合、校長は、遅刻を「出席」扱い、欠席を「出席停止」扱いとすることができる。

※関連規則「浜松市立小中学校 児童生徒指導要録の様式及び取り扱い」

(令和2年3月浜松市教育委員会)

- ・ P17(9) 出欠の記録の欄／ア授業日数の欄

『学校教育法施行規則第63条（中学校は第79条準用規定）（非常変災等の臨時休業）』に基づき、校長は、臨時に授業を行わないことができる。

- ・ P18(9) 出欠の記録の欄／イ出席停止・忌引き等の日数の欄

『(エ)非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数』に基づき、校長は、遅刻を「出席」扱い、欠席を「出席停止」扱いとすることができる。